

みんなで踊りませんか あぐいふれあい盆踊りの夕べ



日時 八月十六日(水)

午後七時～午後九時

雨天の場合は十七日に順延

会場 阿久比町役場駐車場

内容

盆踊り大会、アトラクション(和太鼓歩童)、無料模擬店(金魚すくい・ヨーヨー釣り)、菓子(子どものみ)・うちわ・ジュースの配布

問い合わせ先

社会教育課公民館係

☎(48)1111(内260)

無料映画会を開催します

『チキンリトル』を上映

阿久比町商工会青年部では、

八月十六日に開催される「あぐいふれあい盆踊りの夕べ」にあわせて、無料映画会を次のとおり開催します。家族でご覧ください。

時間

午後五時～午後六時二十分

場所 中央公民館本館30

1号室

その他 申し込みは不要ですが、先着順に百人とします。

問い合わせ先

阿久比町商工会青年部

☎(48)1111(内255)

期日 八月十六日(水)×雨天の場合でも行います)

戸籍の窓口から

第八回 戸籍の届け出

今回は転籍届です。

本籍を移動するには

本籍を移動することを転籍と言います。住所を変更しても、本籍には変更がありません。本籍を移動するには、「転籍届」を出していただく必要があります。戸籍に名前のある方が転籍の対象になり、他市町村に住所がある方も含まれます。

転籍届を提出するには

戸籍の筆頭者と配偶者がいる方は、配偶者双方が届け出人となります。署名、押印がそれぞれ必要です。夫婦の一方が死亡などにより除籍されている場合は、その旨を届書に明記し、他の一方が夫婦双方の名義で届け出ることが認められています。

転籍届は、届け出人の本籍地、所在地、または転籍地(新本籍地)に届け出ることができます。他の市町村から転籍する場合は、戸籍謄本が一通必要になります。届出人双方の印鑑も持参してください。

今までであった戸籍は

旧本籍地に今までであった戸籍につ

いては、本籍地で除籍として八十年間保存されます。その除籍には本籍を移した記録が記載されています。

届出の注意事項

戸籍関係の証明は本籍地でしか発行できません。

住所地に本籍を変更すると戸籍関係の証明も、住所地の窓口で発行できるといふメリットがあります。例えばパスポート、年金の申請、戸籍届の添付書類には戸籍関係の証明が必要になるので便利です。

相続関係の手続きなどでは、本籍を置いたことのある市町村に除籍謄本を請求しなければならぬ場合もあります。その際に手間がかかるというデメリットがあります。

戸籍謄(抄)本はすぐには発行できません。

転籍届を提出した日に本籍は移動しますが、実際に戸籍が出来上がって戸籍謄(抄)本が発行できるようになるには、事務手続きなどで一週間程度かかります。あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 住民福祉課

戸籍住民係 ☎(48)1111

(内225・224)